

# 脳卒中に罹患した場合 【(特定)障がい保険金】



お支払い  
できる場合

突然、言語が喋りにくくなり、頭部CT検査の結果、所定の「脳卒中」と診断され、その**治療のための所定の手術**を受けた場合

▶ 脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けていますので、(特定)障がい保険金をお支払いします。



お支払い  
できない場合

突然、言語が喋りにくくなり、頭部CT検査の結果、所定の「脳卒中」と診断されたが、その**治療のための所定の手術を行わず、30日経過後**に症状が治まり、言語機能や麻痺などの後遺症もないと診断された場合

▶ 脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けておらず、初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、他覚的な後遺症**が継続していないため、(特定)障がい保険金をお支払いできません。

## 解説

- 上記の例では、脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)により**初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続した**と医師によって診断されたとき、または脳卒中の**治療のための所定の手術**を受けられた場合に、(特定)障がい保険金をお支払いします。
- お支払いの対象となる「脳卒中」は約款に定められている要件を満たすことが必要であり、**「外傷性くも膜下出血」、「非破裂性の脳動脈瘤」、「一過性脳虚血発作」**などはお支払いの対象となりません。



- 2016年4月1日以前にご加入の場合は、お支払いするための要件が異なりますので、ご注意ください。